

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【規則】

○ 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

畜産課

### 【告示】

（県例規集登載）

○ 令和三年度自衛官第六次募集（自衛官候補生）

危機管理課

○ 廃物と認定することが困難な放置自転車の処分

財産活用課

○ 知事指定薬物の指定の失効

医薬安全課

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

健康推進課

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

〃

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

〃

○ 保安林の指定予定

治山課

### 【公告】

○ 岡山県海面漁業調整規則に基づく聴聞

水産課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事

建築指導課

の完了

○ 落札者等の決定

警察本部会計課

## 目次

担当課（室）

### 【選挙管理委員会】

○ 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数

選挙管理委員会



# 令和3年9月10日 岡山県公報 第12326号

## ◎岡山県告示第四百八十六号

防衛省において採用する自衛官のうち自衛官候補生の令和三年度募集の要領は、次のとおりである。

令和三年九月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一 採用自衛官の区分

自衛官候補生

### 二 応募資格

採用予定月の一日現在で、十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者（三十二歳の者にあつては、同日から起算して三月に達する月の翌月の末日現在で三十三歳に達していないものに限る。）で、かつ、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

### 三 受付期間

令和三年九月十四日から同年十月二十日まで

### 四 採用試験種目

1 筆記試験

2 口述試験

3 適性検査

4 身体検査

### 五 志願票の請求先及び提出先

市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

### 六 採用試験期日

令和三年十月三十日

### 七 試験場

1 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

2 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）

### 八 採用予定時期

1 令和四年三月下旬から同年四月上旬までの間

2 右記の他に設定する場合がある。

九 その他

その他詳細については、五の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部 ○八六一二二六〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所 ○八六八一二二一五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所 ○八六一四二二一七三五八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所 ○八六六一二二一二三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所 ○八六一二二四一七八二四

ホームページ <https://www.mod.jp/pco/okayama/>

# 令和3年9月10日 岡山県公報 第12326号

◎岡山県告示第四百八十七号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自転車の処分について次のとおり告示する。

令和三年九月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 放置自転車の車輪の大きさ及びフレームの色、数量並びに自転車防犯登録番号標等

車輪の大きさ及びフレームの色	数量	自転車防犯登録番号標等
二十インチ 銀	一台	岡山東D七一六四四
二六インチ 青	一台	岡山西H〇三七七九
二六インチ 黒	一台	岡山西K一二七八一
二六インチ 黒	一台	淀川二四六〇二四
二六インチ 黒	一台	岡山中央H七七〇一九
二六インチ 黒	一台	岡山中央J二三七九二
二七インチ 紺及び銀	一台	岡山中央E一〇〇八二
二六インチ 黒	一台	岡山西H四七二四四
二〇インチ 銀	一台	岡山西H三五七五五
三〇インチ 白	一台	S I M A N O B O N T R A G E R
二六インチ 白	一台	L O T A S M L一三八M
二〇インチ 黄	一台	H S I F〇〇三三七
二六インチ 白及び青	一台	S L D〇四九八一〇
二六インチ 赤	一台	岡山西H三六七六九
二六インチ 黄緑	一台	岡山西H九九四七二
二六インチ 黒	一台	I C八二二七九八G
二六インチ 銀	一台	岡山東D六八七八九
二〇インチ 銀	一台	X〇四B 四八二一一

# 令和3年9月10日 岡山県公報 第12326号

二〇インチ 黒及び黄	一台	H I R O S H I M A	う 二
二六インチ 白	一台	六二七五三	
二六インチ 紫	一台	岡山東B一四七八七	
	一台	S B C b e g i n	

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

令和三年七月十五日

三 放置されている場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号（県庁外来駐輪場）

岡山市北区丸の内二丁目九三番一七号（県庁職員駐輪場）

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一の放置自転車を処分する。

五 担当部課名及び連絡先

岡山県総務部財産活用課庁舎管理班

岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話番号 ○八六一二二六一七二三四

# 令和3年9月10日 岡山県公報 第12326号

## ◎岡山県告示第四百八十八号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十三条第一項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、その効力を失った。

令和三年九月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 知事指定薬物の名称

- 1 エチルニ―「ニ―（五―フルオロペンチル）―H―インドール―三―カルボキサミド」―三―メチルブタノア―ト（通称名五F―E M B―P I C A、E M B―二二〇―）及びその塩類
- 2 ニ―（メチルアミノ）――（チオフェン―ニ―イル）プロパン――オン（通称名ニ―T h i o t h i n o n e、 $\beta$  k―M P A）及びその塩類
- 3 ニ―シクロヘキシル――フェニル―ニ―（ピロリジン――イル）エタン――オン（通称名 $\alpha$ ―P C Y P）及びその塩類

### 二 指定の失効の理由

条例第二条第六号に規定する薬物に指定されたため

### 三 失効年月日

令和三年九月四日

◎岡山県告示第四百八十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和三年九月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定した医療機関

名 称 所在地

指定年月日

とみなが薬局美和店

倉敷市美和二一三一二

令和三年八月十六日

プレひまわり薬局中島店

倉敷市中島九九七―三

令和三年九月一日

寿元堂薬局

倉敷市阿知三一九―一

令和三年九月一日

オレンジ訪問看護ステーション

都窪郡早島町早島七五―一

令和三年九月一日



◎岡山県告示第四百九十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和三年九月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

さくら薬局マスカット店

倉敷市松島一五四―ニマルナカマスカット  
店ドーム棟二階

令和三年九月一日

葦陽勝田薬局

美作市真加部五四―四

令和三年九月一日

◎岡山県告示第四百九十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和三年九月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

寿元堂薬局

倉敷市東町十一

令和三年七月三十一日

とみなが薬局美和店

倉敷市美和二一三一二二

令和三年八月十五日

# 令和3年9月10日 岡山県公報 第12326号

## ◎岡山県告示第四百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和三年九月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 保安林予定森林の所在場所

高梁市和田町四〇三三の一、四〇三四の一、四〇三五、四〇三八

### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

### 三 指定施業要件

#### 1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

和田町四〇三三の一・四〇三四の一・四〇三五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

# 令和3年9月10日 岡山県公報 第12326号

〔三七八〕岡山県海面漁業調整規則（昭和四十年岡山県規則第四十五号）第四十六条第  
二項の規定による聴聞を行う。

令和三年九月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 聴聞を受ける者

岡山県倉敷市下津井田之浦二丁目八番八号

柏山 仁

岡山県倉敷市下津井五丁目一番一六号

大谷 豊

岡山県倉敷市玉島黒崎新町一〇番地五ブルームーン一〇一

岡部 伴行

岡山県笠岡市飛島六六〇七番地

濱口 兼吉

二 期日

令和三年九月二十八日午前九時三十分から

三 場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県庁七階水産課分室

令和3年9月10日 岡山県公報 第12326号

〔三七九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年九月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字八神四二一、四二一一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央六丁目二一〇六ビューハイツ吉備路五〇三

堀田 健一

三 許可年月日及び許可番号

令和三年七月五日岡山県指令建指第一二三号

# 令和3年9月10日 岡山県公報 第12326号

〔三八〇〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和三年九月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 借入件名及び数量

一〇番通報支援カメラ 百式

二 借入期間

令和四年二月一日から令和十年二月二十九日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部地域部通信指令課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

令和三年八月二十六日

五 落札者の名称及び住所

日通リース&ファイナンス株式会社 岡山営業所

岡山市北区錦町一番一

六 落札金額

一月当たり一、四四六、七二〇円（うち消費税額及び地方消費税の額一三二、五二〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

令和三年七月二日

◎岡山県選管告示第五十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和三年九月十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三一、四二四
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（地方自治法第八十条第一項に規定する場合を除く。） 二九六、三九九
- 三 地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

岡山市北区・加賀郡	選挙区	八四、二三四	数	高梁市	選挙区	八、二六一	数
-----------	-----	--------	---	-----	-----	-------	---

令和3年9月10日 岡山県公報 第12326号

総社市	井原市・小田郡	笠岡市	玉野市	勝田郡・津山市・苫田郡	倉敷市・都窪郡	岡山市南区	岡山市東区	岡山市中区
一八、八一二	一五、一〇九	一三、四七五	一六、六二一	三五、七八九	一三四、三三九	四六、四〇九	二六、二七五	四〇、三四九
	久米郡	浅口市・浅口郡	美作市・英田郡	真庭市・真庭郡	赤磐市	瀬戸内市	備前市・和气郡	新見市
	五、二七四	一二、六九七	八、〇八一	一二、七四二	一二、一一四	一〇、四三三	一三、五四二	八、一七二